## 再処理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

当社は、3月13日に再処理事業変更許可申請書の一部補正を原子力規制委員会に提出したが、第346回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合(2020年3月26日開催)において58項目などについて指摘があり、4月13日に補正を行った。しかし、第347回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合(2020年4月14日開催)で、補正書本文への第346回審査会合における指摘事項の反映の不備等を指摘されたため、主に以下の内容を再補正する。

## 1. 重大事故等の拡大の防止に関する変更

- ・ 重大事故等対処設備の共通設計である多様性・位置的分散について、各条文側で展開が不足している箇所を充足。
- ・ 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備について、圧縮空気自動供給系、 機器圧縮空気自動供給ユニット等のつなぎの部分の切り替えについて記載。
- ・ 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備について、放射線量が高くなるおそれが小さい屋外で操 作可能とする設計方針を記載。
- ・ 電源設備について、事業所内恒設蓄電池式直流電源設備を設けないとする設計方針を記載。
- ・ 計装設備について、可搬型計測ユニット及び可搬型監視ユニットの設備構成・使用方法等の設計 方針、水素濃度計の設備構成等の設計方針を記載。
- ・ 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等と放射線分解により発生する水素による 爆発に対処するための手順等について、対応が同じ個所の数字を適正化。

## 2. その他

・ 補正書全体について、用語、表現、整合性等の精査を踏まえた記載の適正化。

以上